

平成 22 年 12 月 22 日

広島県知事
湯崎英彦様

広島県事業評価監視委員会
委員長 中山隆弘

平成 22 年度広島県公共事業の再評価に関する意見書について

本委員会では、広島県農林水産局、土木局及び都市局所管の公共事業について、「広島県公共事業再評価実施要領」第 5 の 3 の規定に基づいて平成 22 年度の対象事業について審議し、別紙のとおり委員会としての意見を取りまとめましたので、ここに意見書として提出いたします。

今後の公共事業の実施に当たっては、意見書の内容を尊重いただくとともに、効率的な事業執行や透明性の確保が一層図られるよう努力していただきますようお願い申し上げます。

広島県公共事業の再評価に
関する意見書

平成22年12月22日

広島県事業評価監視委員会

広島県事業評価監視委員会委員名簿

(50音順)

なかやまたかひろ

委員長 中山隆弘 広島工業大学教授

いわさき うたこ

岩崎 宇多子 税理士

かわはら よしひさ

河原能久 広島大学大学院教授

と だ つね かず

戸田 常一 広島大学大学院教授

ながもとけん

長 本 憲 前豊町長

みやした ふみひろ

宮下文博 中国経済連合会常務理事

はじめに

本委員会は、公共事業の効率性や実施過程の透明性の向上を図るため、知事の諮問機関として平成10年8月に設置され、委員会では、平成10年度から昨年度まで、累計で353事業の再評価対象事業を審議してきた。

13年目となる今年度は土木局、都市局及び農林水産局所管の12事業について審議を行い、中でも、広島県公共事業再評価実施要領（以下「実施要領」という。）第5の2に基づき、事業を巡る状況変化や進捗率、事業費等の変化が著しい等の理由により抽出した7事業については一部現地視察も行い、重点的な審議を行ったところである。

審議は、平成22年10月、11月及び12月に開催した3回の委員会と、11月に行った現地調査等の場において、各事業に関する詳細な資料をもとに、県の事業担当部局の説明を聴取しながら、実施要領第6の1に定める評価の視点に基づいて幅広く検討を行った。

この意見書は、委員会の総意として、その結論をとりまとめたものである。

なお、この間、県の事務担当部局並びに各事業担当部局の関係各位には、資料の作成及び事業の説明等で多大なご尽力をいただいた。この紙面を借りて謝意を表する次第である。

平成22年12月22日

広島県事業評価監視委員会
委員長 中山 隆弘

1 再評価の実施事業

事業区分	事業名	施設名等	事業箇所の市町名	重点審議対象事業	所管局・課名	
					局	課
道路	道路改良	一般国道 186 号 御園バイパス	大竹市		土木局	道路整備課
	道路改良	一般国道 313 号 神辺バイパス	福山市	○		道路整備課
	道路改良	主要地方道吉田豊栄線 (向原吉田道路)	安芸高田市			道路整備課
下水道	流域下水道	沼田川	三原市 東広島市	○	都市局	都市環境課
港湾	港湾修築	広島港宇品地区	広島市	○	土木局	港湾企画整備課
海岸	港湾海岸保全施設整備	福山港	福山市	○		港湾企画整備課
	港湾海岸保全施設整備	瀬戸田港	尾道市			港湾企画整備課
	港湾海岸保全施設整備	<small>めぼる</small> 鮎崎港	大崎上島町			港湾企画整備課
	港湾海岸保全施設整備	大西港	大崎上島町		港湾企画整備課	
農業農村	畑地帯総合整備	沖美地区	江田島市	○	農林水産局	農業基盤課
	基幹農道整備	高茂金田 2 期地区	庄原市	○		農業基盤課
漁港	海岸保全施設整備	倉橋漁港	呉市	○		水産課
土木局・都市局所管事業				小計	9 事業	
農林水産局所管事業				小計	3 事業	
合計				12 事業		

2 審議等の経過

(1) 第36回委員会【10月13日】

1) 内容

平成22年度の再評価対象となる土木局、都市局及び農林水産局所管12事業について、事業ごとに事業概要、必要性、進捗状況、事業を巡る社会経済状況の変化、費用対効果、代替案・コスト縮減の可能性、その他について、資料により事業担当課から説明を受けた。それを踏まえて、次回の第37回委員会以降における重点的に審議する対象事業として、事業費や工期等の当初計画からの変動、事業の進捗率、費用対効果、残工期等を総合的に勘案し、7事業を協議により決定した。

2) 抽出事業

《土木局、都市局及び農林水産局所管事業》

- ① 一般国道313号神辺バイパス 道路改良事業
- ② 沼田川 流域下水道事業
- ③ 広島港宇品地区 港湾修築事業
- ④ 福山港 港湾海岸保全施設整備事業
- ⑤ 沖美地区 畑地帯総合整備事業
- ⑥ 高茂金田2期地区 基幹農道整備事業
- ⑦ 倉橋漁港 海岸保全施設整備事業

(2) 現地調査【11月8日】

第36回委員会において重点審議対象として抽出した7事業のうち、「一般国道313号神辺バイパス 道路改良事業」、「沼田川 流域下水道事業」及び「福山港 港湾海岸保全施設整備事業」の3事業について現地調査を行った。

(3) 第37回委員会【11月18日】

第36回委員会と現地調査において委員から提示された質問や意見に対する説明を各事業担当課から受けた後、引き続き、7件の重点審議事業について、詳細にその必要性や地元市町の要望等の説明を受け、それに基づいて事業実施の妥当性について審議した。

(4) 第38回委員会【12月1日】

第37回委員会において委員から提示された質問や意見に対する説明を受けた後、審議対象である7事業について、2回の委員会での審議を踏まえて作成した「再評価意見の骨子(案)」に対する審議を行った。

そして、意見書については、年内に委員長が委員との合議の上で最終的な意見書を作成し、知事に提出することで合意がなされた。

I 道路改良事業：一般国道 313 号 神辺バイパス

(1) 事業概要

- ① 事業箇所 福山市神辺町下御領～上御領
- ② 規模等 延長(L)=3,800m 幅員(W)=13.0m (25.0m)
- ③ 全体事業費 8,600 百万円 (前回の再評価時と同額)
- ④ 工期 平成 8 年度～平成 27 年度 (前回の再評価時は平成 8 年度～平成 21 年度)

(2) 再評価の事由

前回の再評価後 5 年を経過した時点で継続中の事業であるため。

(3) 審議内容

① 事業の内容と必要性

一般国道 313 号は、備後地域の東部及び岡山県井笠地域と福山市中心部や山陽道福山東 I C、重要港湾福山港を結ぶ国道で、広域に亘る地域の連携強化や物流の効率化、さらには市町村合併による旧福山市、神辺町との連携強化を支援する重要な路線である。

しかし、当地域の現況はと言えば、工業団地の開発や土地区画整理事業による住宅の整備に伴う交通量の増加により、一般国道 486 号と県道との交差点では朝夕に日々渋滞が発生している。

このことは、自然環境に悪影響をもたらすだけでなく、ドライバーに精神的苦痛を与え、また商用車等の移動時間に関係する経済的損失にも繋がっている。さらには、地震等による災害時の緊急輸送路の確保は喫緊の課題である。したがって、必要性の視点のみで考えれば、これらの諸課題の解決のために本バイパスの整備事業は必要であると判断できる。

なお、審議の過程で片側 2 車線とする必要性が問題となったが、現況交通の大部分がバイパスへ転換する見込みであり、その場合にはバイパスの交通量が片側 1 車線の設計基準交通量を超えるとの説明があった。また、起点部の一般国道 486 号と終点部の岡山県側の現況道路が片側 2 車線であるとの追加説明もあった。

② 事業を巡る社会情勢及び必要性等の変化

道路交通センサスによると、この区間の交通量に関しては、平成 11 年度が 17,152 台/日で前回再評価を行った平成 17 年度が 17,184 台/日であり、ほぼ増減はないといえる。したがって、一般国道 486 号と県道との交差点における朝夕の渋滞を解消する本バイパスの必要性についての変化もないと判断する。

③ 進捗状況と今後の見通し

まず、事業の完了予定年度が、前回の評価時の平成 21 年度から平成 27 年度に変わっている。この理由は、用地買収と埋蔵文化財の調査に時間を要するためであり、やむを得ない変更であると思われる。

この点を除けば、事業は順調に進捗しており、予定した期間に事業を完了できる見通しは高い。

④ 事業費の増減と現時点での費用便益比

本事業の全体事業費は前回の評価時と変わっていない。ただし、審議の過程では、費目毎の増減があるにも関わらず全体事業費はまったく変わっていないことを疑問視する意見もあった。その点については、担当部署から費目毎の費用の増減について資料の提出を受け、結果として事業費の変更はないとの説明があった。

本事業の費用便益分析は「国土交通省道路局、都市・地域整備局における費用便益分析マニュアル」(平成 20 年)に準拠して行われている。費用及び便益の評価期間を事業期間及び供用開始後の 50 年間とし、社会的割引率を 4%としたときの B/C は 1.9 (総費用 (C) が 102.3 億円、総便益 (B) が 193.5 億円)である。

⑤ その他―地元からの要望―

地元の福山市からは、神辺地区の交通渋滞や歩行者通行の支障などの諸問題を抜本的に解決するため、早期完成を強く要望されている。

(4) 結論

事業の必要性と費用便益比を勘案し、当該事業の継続実施については適当と判断する。

ただし、関係各位には、予定としている平成27年度までに事業を完了させ、当初の計画どおりの事業効果が得られるよう一層努力されたい。

Ⅱ 流域下水道事業：沼田川処理区

(1) 事業概要

- ① 事業箇所 三原市，東広島市
- ② 規模等 沼田川浄化センター 処理能力 51,920 m³/日
幹線管渠 管径(Φ)=150～1,700mm 延長(L)=43.2km
沼田東中継ポンプ場 吐出量 5.2 m³/分×2台，4.3 m³/分×2台
- ③ 全体事業費 131,873 百万円 (前回の再評価時は 110,000 百万円)
- ④ 工期 平成3年度～平成42年度 (前回の再評価時は平成3年度～平成17年度)

(2) 再評価の事由

前回の再評価後10年を経過した時点で継続中の事業であるため。

(3) 審議内容

① 事業の内容と必要性

本事業は，沼田川流域に位置する三原市，東広島市のうち，市街地が連担する地域における行政区域を越えた広域の流域汚水処理事業であり，各市が個別に行う下水処理事業よりも，ライフサイクルコストの視点からみて，より効果的・経済的な本事業を推進する必要がある。

② 事業を巡る社会情勢及び必要性等の変化

長期間に及ぶ本事業については，流域関連の公共下水道の計画を含めて，将来の人口・工業出荷額の予測や汚水量原単位を随時見直しつつ事業を継続することが極めて重要である。事実，計画処理水量は，前回評価時の71,200 m³/日から51,920 m³/日へ大幅に減少している。必要性については前回と変わるものではないが，この点については，慎重の上にも慎重な事業運営が必要である。

③ 進捗状況と今後の見通し

幹線管渠については平成22年度末までに整備が完了する予定である。今後は，三原市と東広島市の関連公共下水道事業の進捗状況との整合を図りつつ，処理場の整備がなされる。

④ 事業費の増減と現時点での費用便益比

計画処理水量は当初の予定より減少したが，幹線管渠を予定より延長し，市町の整備する流域関連公共下水道の処理面積を拡大したことなどにより，全体事業費は前回評価時の111,000百万円から131,873百万円に増加している。

本事業の費用便益分析は「下水道事業における費用効果分析マニュアル」(平成18年)に準拠して行われている。費用及び便益の評価期間を事業期間及び供用開始後の50年間，社会的割引率を4%としたときのB/Cは1.8(総費用(C)が1,740.8億円，総便益(B)が3,122.7億円)である。

⑤ 地元からの要望

地元の三原市，東広島市からは，生活環境の改善，公共用水域の水質保全に向けて，事業継続を要望されているところである。

(4) 結論

事業の必要性と費用便益比を勘案し，当該事業の当面の継続実施については適当と判断するものの，今後とも，人口減少等の社会情勢の変化と市町の整備する流域関連公共下水道の進捗状況とを十分に把握した上で，慎重に下水処理場の整備を進められることを強く要望する。また，事業が極めて長期間にわたることから，施設や設備の長寿命化に大きく関係するライフサイクルコストを考慮したアセットマネジメントに対する積極的な取り組みを期待する。

Ⅲ 防波堤整備事業：広島港宇品地区

(1) 事業概要

- ① 事業箇所 広島市南区元宇品地先
- ② 規模等 防波堤(北) 延長(L)=150m 防波堤(沖) 延長(L)=120m
- ③ 全体事業費 1,824百万円(前回の再評価時は900百万円)
- ④ 工期 平成18年度～平成26年度(前回の再評価時は平成18年度～平成22年度)

(2) 再評価の事由

前回の再評価後5年を経過した時点で継続中の事業であるため。

(3) 審議内容

① 事業の内容と必要性

広島港宇品地区には、広島港で活動するポートサービス船等のための小型船だまりや荷役を行う物揚場が整備されている。しかし、近年、既定の設計風速(30年確率)を上回るような大型台風がたびたび襲来するようになり、そのような大型台風の襲来時には、種々の施設に被害が生じている。例えば、物揚場付近では波の収斂により局所的に波高が増大し、背後地に大きな浸水被害が発生している。

そのため、設計風速の見直しと、それに伴う波浪条件が見直された結果、従来の計画では、荒天時の波高が大きく、ポートサービス船等の係留や荷役に支障が生じ、2航路が運航されている元宇品の浮棧橋へ接岸する旅客船についても、荒天時には、棧橋に接岸できない状況が生じる可能性が高く、また仮に接岸できても、乗降客の安全性に支障を来す可能性があるとの結論が得られている。

本事業は、新たな見直した設計風速を有する大型台風に対しても、ポートサービス船等や旅客船が棧橋に安全に係留できるような港内の静穏度を確保するための防波堤整備事業であり、整備しなかった場合の経済的損失と乗降客の安全性を考慮すれば、必要な事業と言える。

なお、地元の要望も、本事業の便益費に占める割合を見ても、本事業では物揚場の背後地における浸水被害の軽減を最優先とすべきであり、本計画よりも望ましい代替案はないかとの確認を行ったが、港内の静穏度の確保との両立を考えたとき、現計画が最適であるとの回答が得られた。

② 事業を巡る社会情勢及び必要性等の変化

元宇品へ接岸する旅客船の乗客数の変化については、2航路の合計で平成17年度が25,214人、平成21年度が35,174人であり、4年間で約40%増加している。さらに、本事業の必要性に関わるような社会情勢の変化はない。

③ 進捗状況と今後の見通し

本事業の工事に関わる住民の納得が得られず、平成13年度の事業採択後5年間は着工できなかったものの、現在では住民の理解が得られ、工事は順調に進んでいる。まず平成23年度末までには沖側の防波堤120mの整備が終わり、その後引き続き北側の防波堤150mの整備事業が行われ、平成26年度には事業が完了する予定である。

④ 事業費の増減と現時点での費用便益比

総事業費については、前述の通り、従来の設計風速と波浪条件の見直しに伴い、沖側の防波堤については延長が60mから120mと倍になり、また、北側の防波堤については、延長こそ160mから150mと短くなったものの、位置が沖側に大きく移動したために、前回の再評価時の900百万円から1,824百万円と大幅に増えている。

しかし、B/Cに関しては、費用便益分析が「港湾投資の評価に関するガイドライン」に従って行われた結

果，評価期間を事業期間及び供用後の50年間，社会的割引率を4.0%としたときの値が2.0（総便益（B）が37.6億円，総費用（C）が18.8億円）となり，総便益が総費用をかなり上回っている。

⑤ 地元からの要望

地元の広島市からは，当該地区は災害が発生しやすい状況にあるため，早期の事業完了を要望されているところである。

（4） 結論

事業の必要性と費用便益比を勘案し，当該事業の継続実施については適当と判断する。

ただし，関係各位には，予定としている平成26年度までに事業を完了させ，当初の計画どおりの事業効果が得られるよう，なお一層努力されたい。

IV 港湾海岸保全施設整備事業：福山港

(1) 事業概要

- ① 事業箇所 福山市田尻町，一文字町
- ② 規模等 護岸(改良) 延長(L)= 438m, 胸壁 延長(L)=605m,
堤防(補強) 延長(L)=1,423m, 堤防(改良) 延長(L)=350m
- ③ 全体事業費 2,554 百万円 (当初 1,946 百万円)
- ④ 工期 平成 13 年度～平成 30 年度 (当初は平成 13 年度～平成 25 年度)

(2) 再評価の事由

事業採択後 10 年を経過した時点で継続中の事業であるため。

(3) 審議内容

① 事業の内容と必要性

一文字地区の海岸堤防については大規模地震発生時の地盤液状化による沈下が予想される一方で、堤防背後には家屋や事業所等が密集しているゼロメートル地帯が広がっている。したがって、万が一、大規模地震に見舞われれば、堤防の沈下に伴う甚大な高潮被害あるいは津波被害が発生し、地域経済や市民生活に甚大な影響が生じることが懸念される。本地区における事業は、堤防下の地盤の液状化防止対策と、平成 16 年の台風 16 号により浸水被害が発生した区間に対する護岸の整備を行うことによって、高潮等による被害を軽減するために必要な事業である。

一方、同じく平成 16 年の台風 16 号により浸水被害が発生した田尻地区にも、護岸の背後にある幼稚園や公民館などの施設が存在し、堤防の老朽化が進行するなかで、堤防の改良による今後の浸水防止対策が必要である。

② 事業を巡る社会情勢及び必要性等の変化

事業着手後に発生した平成 16 年台風 16 号によって深刻な浸水被害を受けた地域一体の防災対策を行うため工事区間の見直しを行っているが、必要性に変わりはない。

③ 進捗状況と今後の見通し

事業区間の見直しを行ったことにより、完了予定時期を当初の平成 25 年度から平成 30 年度と変更している。現在、田尻地区については全工事を完了しており、一文字地区については、平成 30 年度に事業を完了すべく、順調に工事が進んでいる。

④ 事業費の増減と現時点での費用便益比

事業区間の見直しを行ったことにより、全体事業費は当初の 1,946 百万円から 2,554 百万円に増加している。

また、本事業の費用便益分析は、「海岸事業の費用便益分析指針」(平成 16 年)に準拠して行われ、評価期間を事業期間及び供用後の 50 年間、社会的割引率を 4.0%としたときの B/C は 25.6 (総便益 (B) が 758.4 億円、総費用 (C) が 29.6 億円) と非常に事業効果が高いとみなすことができる値が算出されている。

ちなみに、ふたつの地区ごとの B/C については、一文字地区が 7.5 (総便益 (B) が 162.6 億円、総費用 (C) が 21.7 億円) で、田尻地区が 75.2 (総便益 (B) が 595.8 億円、総費用 (C) が 11.5 億円) と、床上浸水が予想される棟数が多いため、後者の B/C が圧倒的に大きい。

なお、便益算定の妥当性を確認するため次の 2 点の確認を行った。まず 1 点目の事業所償却資産を除き資産評価額に減価償却が考慮されていない点については、資産評価額については被災者が支出する再調達価格で算出することを基本としている上述の指針に従っているとの回答を得た。また 2 点目の公共資産被

害額を一律に一般資産被害額の180%としていることへの疑問については、公共資産について個別に被害額を算出することが極めて困難なため、指針に示す比率を用いたとの回答であった。また、この値は、公表されている過去26年間の海岸災害の全国の平均的な比率であるとの説明があった。

⑤ 地元からの要望

地元の福山市からは、田尻地区及び一文字地区の住民の、自然災害に対する安心・安全な生活を確保するため、早期の事業完了を要望されている。

(4) 結論

事業の必要性と費用便益比を勘案し、当該事業の継続実施については適当と判断する。

ただし、関係各位には、予定としている平成30年度までに事業を完了させ、当初の計画どおりの事業効果が得られるよう、一層努力されたい。

V 農業農村整備事業：畑地帯総合整備事業 沖美地区

(1) 事業概要

- ① 事業箇所 江田島市沖美町
- ② 規模等 受益面積 160ha, ダム 1か所, 揚水機場 1か所, ファームポンド 2か所
パイプライン 25.3km, 農道 4.7km
- ③ 全体事業費 14,280 百万円 (前回の再評価時と同額)
- ④ 工期 平成 7 年度～平成 25 年度 (前回の再評価時は平成 7 年度～平成 23 年度)

(2) 再評価の事由

前回の再評価後 5 年を経過した時点で継続中の事業であるため。

(3) 審議内容

① 事業の内容と必要性

本地区は、瀬戸内海の温暖な気候を利用した花卉、かんきつ、野菜などの畑作地帯であり、特に菊・スイートピー等については県内有数の産地である。

しかし、年間を通して降水量が少ないため、現状では安定した農業用水の確保が困難である。同時に、現在の農業用道路は幅員が狭く、そのため農業用車両のスムーズな走行に支障が生じている。こうした問題を解消するために、本事業が必要である。

② 事業を巡る社会情勢及び必要性等の変化

平成 19 年度には小菊等を栽培する農業生産法人「マリン・マム」が、平成 20 年度には「スイートピー能美島」が設立され、担い手の育成や農地の流動化の動きが進んでいる。したがって、本事業の必要性については、前回の再評価時と変わらない。

③ 進捗状況と今後の見通し

平成 15 年度にダムは完成し、平成 19 年度から段階的に給水が行われている。現時点における給水面積は 114ha であるが、今後もパイプラインの整備を進め、平成 23 年度には、計画区域である 160ha のすべてに給水が行われる予定である。

また、農道については、現在、用地買収と工事が進められている。本事業は公共事業費の減少により、完了予定を延長したとの説明があったが、このまま順調にいけば、平成 25 年度に本事業に関わる全工事が完了予定である。

④ 事業費の増減と現時点での費用便益比

総事業費は前回の再評価時から変わっていない。

また、本事業の費用便益分析は、「新たな土地改良の効果算定マニュアル（平成 19 年度農林水産省農村振興局）」に準拠して行われ、事業の評価期間は事業期間及び供用後の 40 年間、社会的割引率は 4%としたときの B/C は 1.1 (総便益 (B) が 210.1 億円, 総費用 (C) が 199.0 億円) である。

⑤ 地元からの要望

地元の江田島市からは、慢性的な水不足が今後の農地の集積と農作物の品質に支障を来しているとして、早期の完成を強く要望されている。

(4) 結論

事業の必要性と費用便益比を勘案し、当該事業の継続実施については適当と判断する。

ただし、関係各位には、予定としている平成 25 年度までに事業を完了させ、当初の計画どおりの事業効果が得られるよう、なお一層の努力をされたい。

VI 農業農村整備事業：基幹農道整備事業 高茂金田 2 期地区

(1) 事業概要

- ① 事業箇所 庄原市高茂町・口和町
- ② 規模等 受益面積 506ha, 延長[2 期]L=280m (道路工 133m・橋梁工 147m)
[全体]L=7,682m, 幅員 W=7.0(5.5)m
- ③ 全体事業費 [2 期]773 百万円
[全体]4,841 百万円 (前回の再評価時は 4,913 百万円)
- ④ 工期 平成 7 年度～平成 26 年度 (前回の再評価時は平成 7 年度～平成 24 年度)

(2) 再評価の事由

前回の再評価後 5 年を経過した時点で継続中の事業であるため。

(3) 審議内容

① 事業の内容と必要性

本地区は庄原市西北部に位置し、一級河川西城川を挟む東西に広がる地域を受益地としている。主要産業は稲作・アスパラガス等を中心とした農業であるが、特に西側に位置する口和町は大規模な畜産農家が多く、全国的な知名度を誇る「広島牛」の一大生産地として広く知られている。しかしながら、この東西両地域を結ぶ基幹的な農道が整備されていないことから、良質な堆肥生産の原材料として必要な畜産副産物及び稲わらの輸送並びに農産物出荷等に支障を来している。

このため基幹となる農道を整備し、堆肥センターやカントリーエレベーター等への輸送の効率化を図ることが、農業経営の向上のために必要である。

② 事業を巡る社会情勢及び必要性等の変化

西城川を挟む庄原市高茂町と口和町金田地区は昔から交流が盛んであり、平成 17 年 3 月末の庄原市と口和町他 5 町の合併を契機に、これまで以上に交流が進むものと期待されている。また、合併に伴い市町村合併支援農道等整備計画が策定され、その中で本地区は対象農道となっている。したがって、本事業の必要性は前回の再評価時と変わりないと判断する。

③ 進捗状況と今後の見通し

口和町側橋梁計画区間付近の用地買収交渉が難航したために橋梁工事に着手することができず、事業の完了時期を、前回再評価時の平成 24 年度から平成 26 年度とせざるを得なくなっている。

交渉が難航している用地については、平成 20 年度から土地収用法の規定に基づいて事業認定を受けるべく関係事務を進めており、本年 2 月に権利関係者への事業説明会を終え、3 月には国土交通省中国地方整備局長への事業認定申請が行われている。今後は、引き続き、土地権利者と任意買収交渉を続けるとともに、収用裁決も視野に入れられている。

④ 事業費の増減と現時点での費用便益比

本事業の総事業費は、橋梁形式が見直されたために、124 百万円の縮減となっている。

また、本事業の費用便益分析は、「新たな土地改良の効果算定マニュアル (平成 19 年度農林水産省農村振興局)」に準拠して行われ、評価期間を事業期間及び供用後の 40 年間とし、社会的割引率を 4%としたときの B/C は 1.2 (総便益 (B) が 63.3 億円, 総費用 (C) が 53.3 億円) である。

⑤ 地元からの要望

地元庄原市からは、旧庄原市北西部と旧口和町南部を結ぶ道路がないために農業生産や農産物等の運搬に支障を来していることから、事業の早期完成を強く要望されている。

(4) 結論

事業の必要性と費用便益比を勘案し、当該事業の継続実施については適当と判断する。

今後は、できるだけ速やかに用地買収を行い、早期に工事に着手・完了させて、当初計画どおりの事業効果が得られるよう、関係各位には一層の努力をお願いする。

Ⅶ 漁港：海岸保全施設整備事業(高潮対策) 倉橋漁港

(1) 事業概要

- ① 事業箇所 呉市倉橋町
- ② 規模等 護岸(消波) L=724m, 水門4基
- ③ 全体事業費 1,884百万円(前回の再評価時は1,069百万円)
- ④ 工期 平成6年度～平成23年度(前回の再評価時は平成6年度～平成19年度)

(2) 再評価の事由

前回の再評価後5年を経過した時点で継続中の事業であるため。

(3) 審議内容

① 事業の内容と必要性

当海岸は呉市倉橋町の中心部に位置し、海岸の背後には家屋や商店が集積しており、平成3年の台風19号及び平成16年の台風18号で甚大な浸水被害が発生している。今後、同様の被害による市民生活や経済活動等への深刻な影響を回避するため、本事業が必要とされている。

② 事業を巡る社会情勢及び必要性等の変化

上述のように、事業着手後の平成16年台風18号により当地区は甚大な浸水被害に見舞われた。今後、そのような被害が起きないように本漁港の整備計画が見直され、終点側に長さ40mの護岸を設け、同時に水門4基の建設計画が立てられた。

③ 進捗状況と今後の見通し

新たな護岸と水門の工事が必要になったため、完了予定時期が、前回評価時の平成19年度から平成23年度に延びている。護岸についてはすでに工事が完了し、現在、水門4基の工事が進んでいる。このまま本工事が順調に進めば、予定の時期までに本事業が完了する予定である。

④ 事業費の増減と現時点での費用便益比

護岸と水門の増工により、総事業費は前回評価時の1,069百万円から1,884百万円に増加している。

また、本事業の費用便益分析は、「海岸事業の費用便益分析指針」に準拠して行われ、評価期間を事業期間及び供用後の50年間、社会的割引率を4.0%としたときのB/Cは13.0(総便益(B)が314.2億円、総費用(C)が24.2億円)である。

なお、便益計算において得られた想定被害額と過去の被害による実際の被害額との差異について確認したところ、想定した一般資産の一棟当たりの被害額は約3.2百万円、平成16年度の水害統計における呉市全域の一般資産等被害額から算定される一棟当たりの平均被害額は約2.9百万円であるとの回答を得た。仮に呉市の被害が各地区で均等であったとすれば、この想定被害額はほぼ妥当であると考えられる。

⑤ 地元からの要望

地元の呉市からは、この地域が平成3年及び平成16年の台風時に、いずれも甚大な浸水被害が発生し、市民生活や経済活動等に深刻な影響を受けている経験を踏まえて、将来にわたって背後地の住民の生命と財産を保護する本事業の早期完成の要望が出されている。

(4) 結論

事業の必要性と費用便益比を勘案し、当該事業の継続実施については適当と判断する。

ただし、関係各位には、予定としている平成23年度までに事業を完了させ、当初の計画どおりの事業効果が得られるよう、一層努力されたい。

おわりに

今年度の事業再評価の審議の結果、本委員会は、対象となった12事業のいずれもその継続を認める旨、提言することとした。

特に、重点審議の対象とした7事業については、現地調査を含む詳細な検討を行ったが、各事業にはいくつかの課題はあるものの、その必要性は現時点においても計画当初または前回再評価時と変わりはなく、費用便益比も確保されていることを確認した。

本意見書では、それぞれの事業の継続可否についての結論とその理由等に加えて、審議の過程において指摘した主な課題等についても併せて述べているので、今後の事業執行において、これらの諸課題についてはぜひともご留意いただきたいと考える。

公共事業を取り巻く環境は、これまで以上に大きく変わりつつあり、今後の事業の執行には、事業途中における社会・経済状況や、県民のニーズの変化を的確に把握して事業計画を検証すると共に、事業の効率性や透明性の一層の向上、予算配分の一層の重点化による事業効果の早期発現などが強く求められている。したがって、本事業再評価制度の重要性はますます重要となってくるものと考えている。

本委員会としても、今後も、再評価制度の対象事業の一つ一つについて、より厳格な審査を実施していくことになるが、事業主体者である貴県におかれても、すべての事業の執行において、常にこの再評価の視点を意識しながら、コスト縮減と、事業効果の早期発現に対する弛まぬ努力を継続されるよう強く要望する。